

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和8年6月26日	
契 約 件 名	SuperKEKBクライストロン電源保守点検 一式	
契 約 金 額	44,770,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 (株)東芝	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 Tel 029-864-5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	KEKB各ステーションで稼働を続けてきたクライストロン電源は、SuperKEKBにおいても引き続き使用される。これらの電源は主要部分である高電圧発生部や集束電磁石用電源、ヒータ／アノード電源等、種々の電源より構成されており、かつ、それらを制御する制御盤からなる複雑なシステムを形成している。 これらはクライストロンの運転には欠くことのできない要素であり、これらに不具合が発生するとその影響は大きく、もしこれらの電源が正常に動作しなければ、クライストロンの破壊を引き起こし、ひいては各種実験の遂行に支障を来す恐れがある。したがって、これらのトラブルを未然に防止するために定期的な保守点検が必要不可欠である。 本件は、クライストロン電源を構成する、制御盤、真空遮断器機、整流器用変圧器、誘導電圧調整器、受電盤等の保守点検を行うものである。	
随意契約の理由	本件対象のクライストロン電源は、(株)東芝によって設計、製作されたものであり、同社は本電源の設計資料及び試験データ等、詳細な資料を有している唯一の企業である。 つまり、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件を行うことができるに足る技術と設備及び信頼性を有する企業は、同社を置いて他にはない。また、同社が保守を行うことにより、製品への責任の一貫性を保つことができる。 なお、同社はこれまでも本電源の保守点検を実施しているが、この間に大きなトラブルもなく同電源の運転を継続することができている。 以上の理由により、本件は(株)東芝を選定し、随意契約とする。	